

エムズ体操クラブ会員規約

1. 名 称 名称はエムズ体操クラブと称す。
2. 目 的 本クラブは、スポーツを通して健全な心身の育成を図るとともに、地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。
3. 入 会 資 格 本クラブに入会できる者は、各コースの定める資格に該当し、本クラブの趣旨に賛同するとともに、本クラブの定める会員規約及び免責事項に同意した者とする。
4. 指 導 日 時 会員は、各コース毎に定められた曜日、時間に指導を受けることができる。
5. 指 導 内 容 本クラブは、設置する各コースや個々のレベルに応じて指導内容を決定する。
6. 入 会 手 続 き 入会希望者は、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、定められた諸費用を添えて提出する。
7. 登 録 料 1)初年度登録料(入会金)
初年度登録料(入会金)は、入会時に本クラブに納める。

2)継続年度登録料(年会費)
継続年度登録料(年会費)は、入会時及び3月20日～月末までに本クラブに納めるものとする。
8. 会 費 月会費は、前月20日から月末までに本クラブに納めるものとする。
9. コ ー ス 変 更 コース変更をしようとする者は、前月15日までに規定の用紙に必要事項を記入して届け出ること。また、年齢や会員の能力により、コース、時間、曜日、練習場所等を変更する。
10. 退 会 、 休 会 退会又は、休会(1ヶ月単位)しようとする者は、退会、休会をする前月15日までに規定の用紙を届け出ること。又、定められた期間後の届け、口頭、電話での届けは一切受け付けない。尚、本クラブが退会届又は休会届を受理しない限り会費支払義務は発生する。
11. 諸費用不返還 いったん納入した会費、諸費用は、その理由にかかわらず返金はしない。
12. 諸費用滞納 会費、諸費用の滞納については認めない。正当な理由がなく、会費、諸費用の滞納が認められた場合、当月より指導を停止し、会員資格を失う。
13. 施設内の事故 本クラブは、会員が本クラブのレッスン中に生じた怪我その他の事故について、本クラブに故意または重過失がない限り、責任を負わない。
14. 私 物 管 理 施設内での私物の管理は原則として会員各自でおこなう。盗難があった場合、本クラブは一切その責任を負わない。
15. 処 分 本クラブの会員にふさわしくない行為がある者は、当クラブの判断により除名処分することがある。
16. 改 正 本規定の改正及び変更は、本クラブの定めるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。
17. 附 則 1)本規定に定めない事項は、本クラブがこれを定めるものとする。
2)登録料・会費等については、経済情勢により変更する場合がある。
18. 発 効 本規則は、2018年5月1日より適用する。